

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許可等の事項	審査基準				標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	
法務室	法務室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第4条	公益認定	設定済み	・公益認定に関する運用について(公益認定ガイドライン)(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、同年10月10日改正)	申請窓口等に備置き			設定済み	4か月	
法務室	法務室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第11条	変更の認定	設定済み	・公益認定に関する運用について(公益認定ガイドライン)(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、同年10月10日改正)	申請窓口等に備置き			設定済み	40日	
法務室	法務室	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第125条第1項	公益目的支出計画の変更の認可	設定済み	・公益認定に関する運用について(公益認定ガイドライン)(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、同年10月10日改正)	申請窓口等に備置き			設定済み	40日	
法務室	法務室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第25条第1項	合併による地位の承継の認可	未設定				先例なく設定困難	未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第29条第1項第4号	公益認定の取消し	未設定				法令に基準あり	未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第124条	公益目的支出計画が完了したことの確認	未設定				法令に基準あり	未設定		その他
法務室	法務室	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第130条	移行法人の清算時の残余財産の帰属先の承認	未設定				法令に基準あり	未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第25条	合併による地位の承継の認可	設定済み	公益認定に関する運用について(公益認定ガイドライン)(平成20年4月(令和6年12月改訂)内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室)				未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	公益信託に関する法律	第7条	公益信託認可	設定済み	公益信託認可等に関する運用について(公益信託認可等ガイドライン)(令和7年12月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室。当該ガイドラインにおいて参照する公益認定等ガイドラインを含む。)	申請窓口等に備置き			未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	公益信託に関する法律	第12条	公益信託に係る信託の変更等の認可	設定済み	公益信託認可等に関する運用について(公益信託認可等ガイドライン)(令和7年12月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室。当該ガイドラインにおいて参照する公益認定等ガイドラインを含む。)	申請窓口等に備置き			未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	公益信託に関する法律	第22条第1項	公益信託の併合等の認可	未設定	先例なく設定困難				未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	公益信託に関する法律	第24条第2項	公益信託の目的の変更の認可	未設定	先例なく設定困難				未設定		先例なく設定困難
法務室	法務室	公益信託に関する法律	附則第4条	移行の認可	未設定	その他				未設定		先例なく設定困難